

家裁委員会議事概要

- 1 日 時 平成24年7月2日(月)14:00~16:00
- 2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員) 今井理基夫, 宇井 稔, 木村生治, 佐野正利, 篠塚 泉, 篠原朋子, 西山厚志, 吹野美才, 保坂 亨, 松田 清, 村上典子, 安田純代
(五十音順, 敬称略)
(説明者) 猪俣和代裁判官, 松井靖文次席家庭裁判所調査官
(参列者) 森芳男首席家庭裁判所調査官, 福永浩之家事首席書記官, 廣瀬一秀少年首席書記官, 渡邊直樹事務局長, 坂本正則総務課長
- 4 テーマ
家事事件について
- 5 議事
 - (1) 千葉家庭裁判所長あいさつ
委員会の開催に当たり 松田清千葉家庭裁判所長からあいさつがあった。
 - (2) 交代委員の紹介
前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(西山委員, 重栖委員, 篠原委員)について, 坂本総務課長から紹介された。
 - (3) テーマ「家事事件について」
 - ア テーマ設定について委員長から説明
 - イ 家事事件手続法について
猪俣和代裁判官及び松井靖文次席家庭裁判所調査官から, 家事事件手続法について, 現行制度と比較しながら主な変更内容について説明があった。

ウ 主な協議（ 委員長， 委員， 説明者）

委員長

裁判所からの家事事件手続法に関する説明について、不明な点や意見はありませんか。

委員

離婚の意思が強固なケースにおいて、調停前置主義は実際に意味はありますか。

説明者

離婚の場合、調停が不成立になった後に訴訟になりますが、その場合においても、かなりの部分は離婚の条件などについて話し合いを行っています。調停の段階でもただ単に離婚するかしないかの点だけではなく、離婚する方向の場合でも、条件はどうするのかということも話しておりますので、そういう意味では意味はあるのではないかと考えています。

委員

代理人の経験から、最初から話し合いは困難ではないかというケースがありますが、そのような場合でも相手方の話をまずは聞いた上で、話し合いが困難な場合には裁判所へ申し立てをするようなアプローチをしています。

委員

調停委員の経験から、当事者双方の言い分がかけ離れているケースにおいても、希ですが、離婚したいという話を聞いていて、なぜ離婚したいのか、その原因の核心の部分について何らかの改善策が出てきて、結果として円満に解決するというケースもありました。

委員

「調停前置」というのは、どういう意味ですか。

説明者

典型的なものは離婚ですが，離婚の話がまとまらない場合，直ぐに訴訟を起こすのではなくて，まずは調停で話し合いをして，話し合いができないときに訴訟を起こすということを意味しています。

委員

ところで，電話会議というのは，いずれテレビ会議という方向になるのでしょうか。

委員長

条文上は，使えるということになっています。

委員

代理人の立場としては，電話会議について興味があるのですが，例えば民事事件ですと，5分間，10分間の短時間で行われており，次回期日までのつなぎのような使い方が多いようですが，家事事件では今後どのように使われるイメージですか。

説明者

電話会議の場合，本人確認の問題や意思が強制されていないかどうかを確認しなければならないという問題があるので，実際の運用は統一的というよりも，当面はケースバイケースになるのではないかと考えられます。

委員

ところで，子どもの意思の把握の中で，年長というのは15歳以上を指すのですか。また，下限というのはあるのですか。

説明者

目安として，年長というのは15歳以上を念頭に置っていますが，15歳を超えていても，紛争に巻き込まれていると，知的にはちゃんと話せるけれど，心情的にはちゃんと話すことができない子どももいるので，そういう場合はケースバイケースでやっています。

下限は子どもの発達状況によって異なります。子どもの状況や心情を調査

の眼目に置いて、行動を観察したりしています。例として、面会交流で、子どもが会いたいのか会いたくないのかという部分で争うことがあって、裁判所が関与して一度試してみて、その際の子どもの様子をみながら、子どもがどうしたいのかを把握していくという作業を行っています。

説明者

人権の尊重という観点で、意思を表明できない子どものことを考えるということからも「子の福祉」ということが言われていると思われます。また、今回の改正では、「子どもの代理人」という制度も検討されたようですが、日本の家庭裁判所には家裁調査官という職種がいるので、そもそも子どもにとっては十分に配慮された制度になっているものと思われます。

委員

代理人の立場として、子どもの意思があまり尊重され過ぎると、育てている側の親の意思が子の意思に影響していることも多いと思われるので、その点については、実際、子どもの意思をどこまで尊重すべきなのかが問題になるのではないだろうかと思ひます。

説明者

例えば、面会交流の場面ですが、育てている側の親の影響を受けて、片方の親に会いたくないという子どももいます。しかし、会いたい、会いたくないということだけをみているのではなく、調停の場に調査官も立ち会って、育てている側の親に対して、面会交流の意義や子どもにとって何が必要かということを考えてもらえるよう、粘り強く働きかけています。

その上で、会いましょうということになれば、その中で子どもの反応を見ながら、子どもは何を望んでいるのかとか、何をしてあげるのがいいのかが、自ずと分かってくるのではないかなと思ひます。ただし、その段階に至るまでには、単に親から話を聞いているだけではなく、調査官が子どもに会いに行って、様子をみたり、話をしたりする中で、面会交流の実施に進ん

でいいのかどうかという見立てを終えている必要があります。

委員

実際に面会交流をさせてみて、うまくいかなかったケースはありますか。

説明者

希ですが、あります。それは、何年も親子が離れて生活していたケースですが、そのようなケースでは、もともと親子の関係が良好でもぎくしゃくすることもありますので、うまくいくように調査官や調停委員もいろいろと配慮します。

委員

15歳の子どもというのは、結構しっかりした意思を持っていると思われませんが、子どもが離れて生活している親と一緒に生活したいという意思を表明した場合には、どのように話し合いを進めるのですか。

説明者

通常15歳くらいの子どもは、自分で行動もできるので、そもそも自分の意思で選択した親と一緒に生活しているケースがほとんどです。しかし、希に、意思と行動が合っていないケースもありますので、そのような場合には、子どもの真意を確認するために、調査官に意向調査させるケースがあります。年齢が上でも真意を言うとは限らないので、意思の確認はしなければならぬと考えています。

委員

子どもの意思の把握で、最近の子どもの特徴として「多様性」ということが言われていますが、何か注意していることはありますか。

説明者

難しい問題だと思います。ひとつの意向を表明したときに、理由をじっくり聞いていくと、徐々にその意向にたどり着いたプロセスが子どもたちの方から語られてくることがあります。その中の例えば親とのエピソード、学校

でのエピソードに対してアンテナを張って聞き逃さないようにして ,さらに深めたりするように注意しています。

委員

ところで ,家事事件手続法では ,審判をする日は知らせてもらえるのですか。

説明者

調停が不成立になったら ,家事事件手続法の別表第二に掲げる事項についてはその後の手続では審判へ移行しますが ,その審判のために期日を開くのか開かないのか ,また ,いつ審判書を受け取れるのかが利用者にとって分かりづらい面がありましたが ,改正後は ,いつ審判書を受け取れるのかをお知らせするので ,手続が分かりやすくなるものと思います。

委員

記録の閲覧謄写で相当と認める場合に許可ということは ,どの時点でどういうケースが相当とされるのですか。

説明者

全体的に今までよりも広くなるものと考えています。

委員

調停委員に提出するような資料は ,許可の範囲外と考えて良いのですか。

説明者

個々の事案によりますが ,ただ ,考えていただきたいのは ,提出する側がこれは「調停委員限り」と主張すると ,その資料は最終的には使えないものになるという点です。提出する例にとっても資料を相手方にも開示して反論してもらった方が自分の主張をより分かってもらえるのではないかと考えます。そのような観点から ,「調停委員限り」として提出するのはどうかなと思います。「調停委員限り」としてしまうと ,それはあくまで主張だけにとどまり ,果たして真実だったのかどうか分かりません。相手方に見せて

反論してもらった方が、調停としては話し合いがむしろ前進するのではないかと考えられます。

委員

代理人が付いている場合はともかく、本人だけの場合、無防備に資料を提出して、それが謄写されて、訴訟で証拠として使われることを懸念します。

説明者

確かに代理人が付いていない場合には、考慮して説明しなければならないと思います。

委員長

今回の改正の根底に流れるもののひとつとして、手続の利用者側の自己決定権を保障してほしいという要請があります。つまり、相手が裁判所に何を言っているのか、又は、何を提出しているのかが分からない状況下で、自分にどうしろと言われても決められない、どういう状況下にあるのかが分かるよう情報をすべて取得した上で、自分で決めたいという要請が強くなってきているのではないかなと思います。そうすると、今後の手続では、そういう要請に添うような形で運用すべきではないかと思われます。

今後も皆様の御意見をいただいて、よりよい家庭裁判所を目指していきたいと思ひます。

本日は、お忙しい中、たいへんありがとうございました。

以 上